

平成二年法律第五十五号

スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律

(目的) この法律は、スパイクタイヤの使用を規制し、及びスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する対策を実施すること等により、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もつて国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「スパイクタイヤ」とは、積雪又は凍結の状態にある路面において滑ることを防止するために金属鍔その他これに類する物をその接地部に固定したタイヤをいう。

第二条 この法律において「スパイクタイヤ粉じん」とは、積雪又は凍結の状態にある路面において滑ることを防止するために金属鍔その他これに類する物をその接地部に固定したタイヤをいう。

第二条 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十号)第二条第一項に規定する自動車をいう。

第三条 この法律において「スパイクタイヤ粉じん」とは、スパイクタイヤを装着した自動車を移動させることに伴い、当該スパイクタイヤに固定された金属鍔その他これに類する物が舗装された路面を損傷することにより発生する物質をいう。

第四条 この法律において「スパイクタイヤの使用」とは、スパイクタイヤを装着した自動車をそのままの用い方に従い移動させることをいう。

第五条 この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二条第一項に規定する道路及び道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第八項に規定する自動車道をいう。

(国民の責務) 第三条 何人も、スパイクタイヤ粉じんを発生させないように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する施設に協力しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務) 第四条 国は、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する啓発及び知識の普及、冬期における道路の環境の整備、スパイクタイヤに代替するタイヤ等の開発の支援、冬期における自動車の安全な運転のための教育等スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する基本的かつ総合的な施策を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するスパイクタイヤ粉じんの発生の

防止に関する施策を推進するためには必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。ただし、消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車に係るスパイクタイヤの使用についても、この限りでない。

第二条 地方公共団体は、当該地域の自然的、社会的条件に応じたスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する施策の実施に努めなければならない。

(地域の指定) 第五条 環境大臣は、住居が集合している地域その他他の地域であつて、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止することにより住民の健康を保護するとともに生活環境を保全することが特に必要であるものを、指定地域として指定しなければならない。

第二条 都道府県知事は、前項の指定地域(以下「指定地域」という。)の要件に該当すると認められる一定の地域があるときは、同項の指定について、環境大臣に対し、その旨の申出をすることができる。

第三条 環境大臣は、指定地域を指定しようとするときは、国家公安委員会その他関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

第四条 都道府県知事は、第二項の申出をし、又は前項の意見を述べようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならぬ。

第五条 環境大臣は、指定地域を指定するときは、その旨及びその区域を官報で公示するとともに、当該指定地域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

第六条 都道府県知事は、前項の通知を受けたときは、当該指定地域をその地域に含む市町村の長その他の関係市町村長にその旨を通知しなければならない。

第七条 第二項から前項までの規定は、指定地域の指定の変更又は解除について準用する。

(対策の実施) 第六条 指定地域に係る都道府県は、当該指定地域のスパイクタイヤ粉じんの発生を防止するための対策として、当該指定地域の特性を考慮しつつ、知識の普及、住民の意識の高揚及び調査の実施に努めなければならない。

(スパイクタイヤの使用の禁止) 第七条 何人も、指定地域内の路面にセメント・コンクリート舗装又はアスファルト・コンクリート舗装が施されている道路の積雪又は凍結の状態にない部分(トンネル内の道路その他の政

令で定める道路の部分を除く。)において、スパイクタイヤの使用をしてはならない。ただし、消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車に係るスパイクタイヤの使用については、この限りでない。

(罰則) 第八条 前条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

(施行期日) 附則 第八条の規定は平成四年四月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 この法律の施行の日から貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の施行の日までの間においては、第二条第五項中「第二条第九項」とあるのは、「第二条第八項」とする。

第三条 道路交通法(昭和三十五年法律第八百五号)第三条の大型自動車その他の政令で定める自動車については、第七条本文及び第八条の規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しない。

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(施行期日) 附則 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の観点に立って、検討し、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行期日) 附則 第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。